※ この申請書は出生届と同時（または届出日を含む７日以内）の期間のみ有効です。

（出生同時）マイナンバーカード特急発行申請書

出生の届出に合わせて、お子さんのマイナンバーカードを申請できます。

いわき市内に住所のある方は申請から２週間以内を目安に、**簡易書留で**郵送します（**ただし郵便物の転送届出をしている場合、転送元住所には郵送不可**）ので、**必ずお受け取りください**。里帰り出産等により住所地以外に郵送を希望される場合は、「④個人番号カード送付先」に受け取りのできる住所をご記入ください。

出生同時の申請を希望される方は、次の欄にカードの暗証番号（４桁の数字）等を記載し、出生届出の日を含む７日以内に、市役所市民課、各支所、各市民サービスセンターにご提出ください。

（注意）出生届から８日以上の期間をおいてマイナンバーカードを申請する場合は、お子さんと法定代理人が、それぞれの本人確認書類を提示して住所地自治体へ申請することとなります。

- **住所地あての郵便物に転送届出をしている場合、**または里帰り先等への送付を希望する場合、「④個人番号カード送付先」に送付希望先住所を記入し、⑤に理由を記入してください。
- 市外住所の方の場合、当該申請に基づき、住所地自治体がカードの作成・交付を行います。
- 新規作成のため無料ですが、**カードを受け取らないと次回有料になる場合があります**。
- １歳未満での申請の場合、顔写真は付きません。有効期間は５歳の誕生日までです。

※この欄は対象者の法定代理人（父または母）が記載してください。

個人番号カード交付申請書
兼　電子証明書発行申請書

地方公共団体情報システム機構　宛
（出生届の届出地市区町村長　宛）

申請にあたり、以下に従い記入してください。

・氏名、生年月日、性別は出生届に記載した内容をご記入ください。

出生届出地	□いわき市　□市外
届出人の氏名	
（フリガナ） お子さんの氏名	（　　）
お子さんの生年月日	令和　年　月　日
連絡先電話番号	—　—

・この申請書は、いわき市に住所があるか、市外住所でいわき市に出生届出をした方が対象です。

暗証番号	①利用者証明用電子証明書	
	②住民基本台帳用【必須】	
	③券面事項入力補助用【必須】	

①②③は４桁の数字　同一も可
（本人の生年月日等、推測しやすいものは避ける）
□利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合はここにチェック

④個人番号カード送付先 **【住所地以外への送付を希望する場合】**	〒
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由	

（注）①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書 …… インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✔をつけてください。
②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
③個人番号や基本４情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。
※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

※ 暗証番号の控えとして大切に保管してください。

【問い合わせ先】いわき市役所 市民課 マイナンバーカード交付グループ 電話 0246－22－7026

出生届と同時にこの申請書を提出した方へ

特急発行申請の注意事項

・**郵送されたマイナンバーカードを受け取らないままでいた場合、次にマイナンバーカードを作る際には有料での作成となる場合があります。郵送したカードは必ず受け取ってください。**

・簡易書留郵便は、自宅ポストへの投函ではなく、対面でのお受け取りが必要です。

・配達時に不在の場合、自宅ポストへ不在票が入ります。申請から２週間の間は不在票が入っていないかを必ず確認してください。

・不在票が入った場合、郵便物を受け取らず一定期間が経過すると、郵便物が差出人に返送され、受け取りができなくなります。不在票を確認次第、必ず受け取りの手続きをとってください。

・マイナンバーカードは、「転送不要」の郵便物として郵送するため、郵便物を転送する手続きを行っている場合は、転送元住所あての郵便物はそのまま差出人に戻ります。転送の手続きを行っている場合、必ず④欄に転送先または送付希望先の住所を記入してください。

出生届と同時にこの申請書を提出しなかった方へ

①出生届出とは別の日に、この申請書を提出しマイナンバーカードを申請した場合

②特急発行申請を希望しない、または、期間内にこの申請書による申請をしなかった場合

①または②に当てはまる方には、**「個人番号通知書（※）」**が届きます。お子さまに付番された個人番号と、スマートフォン等からマイナンバーカードを申請できるQRコードが記載してあります。

①の場合

すでにマイナンバーカードを申請していますので、個人番号通知書中のQRコードによるマイナンバーカードの申請はしないでください。誤って申請をしてしまった場合は、重複してカードが作成される恐れがあるため、窓口に来庁いただき、申請取消手続きをご案内する場合があります。

②の場合　※マイナンバーカードの作成は任意であり、申請は必須ではありません。

マイナンバーカードを希望する場合には、個人番号通知書に記載のQRコードを利用し申請してください。１か月半から２か月程度で住所地宛てに「転送不要」の郵便で交付の通知をお送りしますので、通知に従い窓口でカードを受け取ってください。

（※）　個人番号通知書について

・個人番号通知書は、住民の方々にマイナンバーをお知らせするためのものです。
・個人番号通知書は、「マイナンバーを証明する書類」や「本人確認書類」としては利用できません。
・「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、「マイナンバーカード」をご提示いただくか、マイナンバー入りの「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」をご提出ください。
・氏名、住所等に変更が生じた際に個人番号通知書の記載の変更は行われません。また、個人番号通知書の再発行は行われません。